

検討会の公開・配布資料の取扱いについて

1. 検討会の公開について

本検討会は、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則、非公開とする。なお、議事内容については、会議終了後に事務局にて速やかに議事要旨を作成し、公開する。

2. 配布資料の取扱いについて

配布資料に関しては、原則、公開とする。

なお、個別の事情に応じて、資料等を非公開にするかどうかの判断は、座長及び検討会出席委員で決定する。